

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 196 号（諮問第 206 号）

件名：苦情処理結果通知書等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 2 月 5 日

2 原処分

令和 3 年 2 月 19 日（不開示（不存在）決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 3 月 11 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 4 月 30 日

5 審議会の結論

公安委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が令和 3 年 1 月 15 日付けで公安委員会に提出をした苦情申立書に対する苦情処理結果通知書及び苦情申立内容に対し調査したのか分かる文書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、苦情申立内容に対しどのように調査したのか分かる文書が存在しないのは、役所の対応としてありえない対応であり、文書が存在するはずであると主張している。

イ 実施機関によれば、公安委員会は、令和3年1月15日付けで提出した苦情申立書（以下「苦情申立書」という。）を警察法第79条に基づく苦情ではなく、公安委員会のみに対する意見として受理したことから、他の機関に情報を提供するなどの措置はしていないとのことである。

当審議会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、起案文書（令和3年1月15日起案に係る令和3年愛公27-1のもの。以下「起案文書」という。）において、苦情申立書は警察法第79条に基づく苦情に該当しないと判断し、その旨を公安委員会に報告したとのことである。

ウ 当審議会において起案文書を確認したところ、苦情申立書の申出内容を公安委員会に報告するとともに、処理案として警察法第79条に定める苦情に該当しないと判断し、措置なしとする旨が記載されており、公安委員会委員長の認証を受けていることが認められた。

エ 他に本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情も認められないことから、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和3年1月15日に、貴職あてに苦情申出書を提出しました。

そこで

②苦情処理結果通知書

③貴職及び関係者がどのように苦情申出内容に対し調査したのかわかる文書